

平成24年度大分県自立支援協議会  
「第1回相談支援・研修部会」

日 時：平成25年1月31日（木）  
14:00～16:00  
場 所：県庁舎別館12会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 相談支援に関する研修について
- (2) 地域自立支援協議会担当者会議について
- (3) 合同学習会について

3 閉 会



# 大分県自立支援協議会「第1回相談支援・研修部会」名簿

H25.1.31 県庁舎別館12会議室

分野	所属 役職	氏名	備考
相談支援事業者	社会福祉法人別府発達医療センター別府市相談支援事業所ぱれっと相談支援専門員	首藤 辰也	東部圏域
	社会福祉法人みずほ厚生センターさぽーとセンター風車相談支援専門員	吐合 紀子	中部圏域
	社会福祉法人大分県社会福祉事業団佐伯圏域障害者支援センターほっぷ相談支援専門員	疋田 秀美	南部圏域
	社会福祉法人紫雲会サポートセンターサライ相談支援専門員	神志那 久美	豊肥圏域
	社会福祉法人すぎのこ村Beeすけっと相談支援専門員	石松 聡美	西部圏域
	社会福祉法人清流会相談支援事業所「ルポーズ」相談支援専門員	石川 博一	北部圏域
専門的分野の相談支援事業者	社会福祉法人別府発達医療センター大分療育センター地域連携室参事	高取 郁子	障がい児等地域療育等支援事業
	社会福祉法人萌葱の郷大分県発達障がい者支援センター「イコール」センター長	五十嵐 猛	発達障がい者支援センター運営事業
	医療法人光心会諏訪の杜病院大分県高次脳機能障がい支援コーディネーター	浅倉 恵子	高次脳機能障がい者支援体制整備事業
当事者	社団法人大分県身体障害者福祉協会会長	戸高 誠	
	社会福祉法人幸福会就労継続支援A型ソレイユ ソレイユ本人部会「クリーン・プロフェッショナル」副代表	伊東 剛	
	社会福祉法人つわ蒨会障害福祉サービス事業所つわぶき園利用者	佐藤 英毅	

欠席

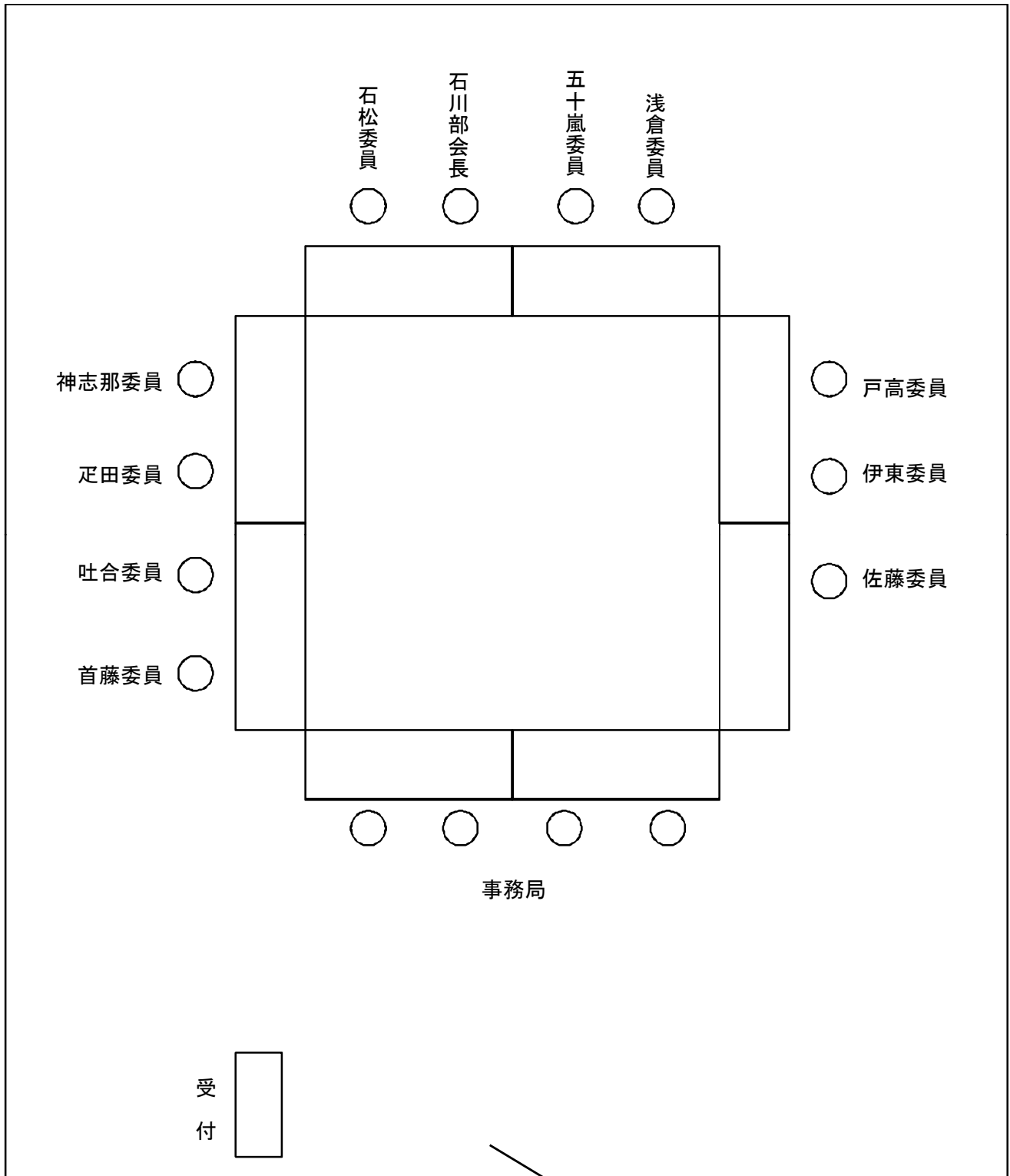
事務局	障害福祉課地域生活支援班 課長補佐(総括)	高塚 秀夫	
	障害福祉課地域生活支援班 主事	内田 康友	
	障害福祉課自立支援班 課長補佐(総括)	藤丸 邦彦	
	障害福祉課自立支援班 副主幹	加藤 恵美	



# 平成24年度第1回相談支援・研修部会 配席図

日時 平成25年1月31日(木)  
14:00~16:00

会場 県庁舎 別館12会議室





**平成24年度**  
**大分県自立支援協議会**  
**「第1回相談支援・研修部会」**

**日時：平成25年1月31日（木）**  
**場所：県庁舎別館12会議室**

**大分県福祉保健部障害福祉課**

## 目 次

議題 1	相談支援に関する研修について	1
議題 2	地域自立支援協議会担当者会議について	13
議題 3	合同学習会について	23



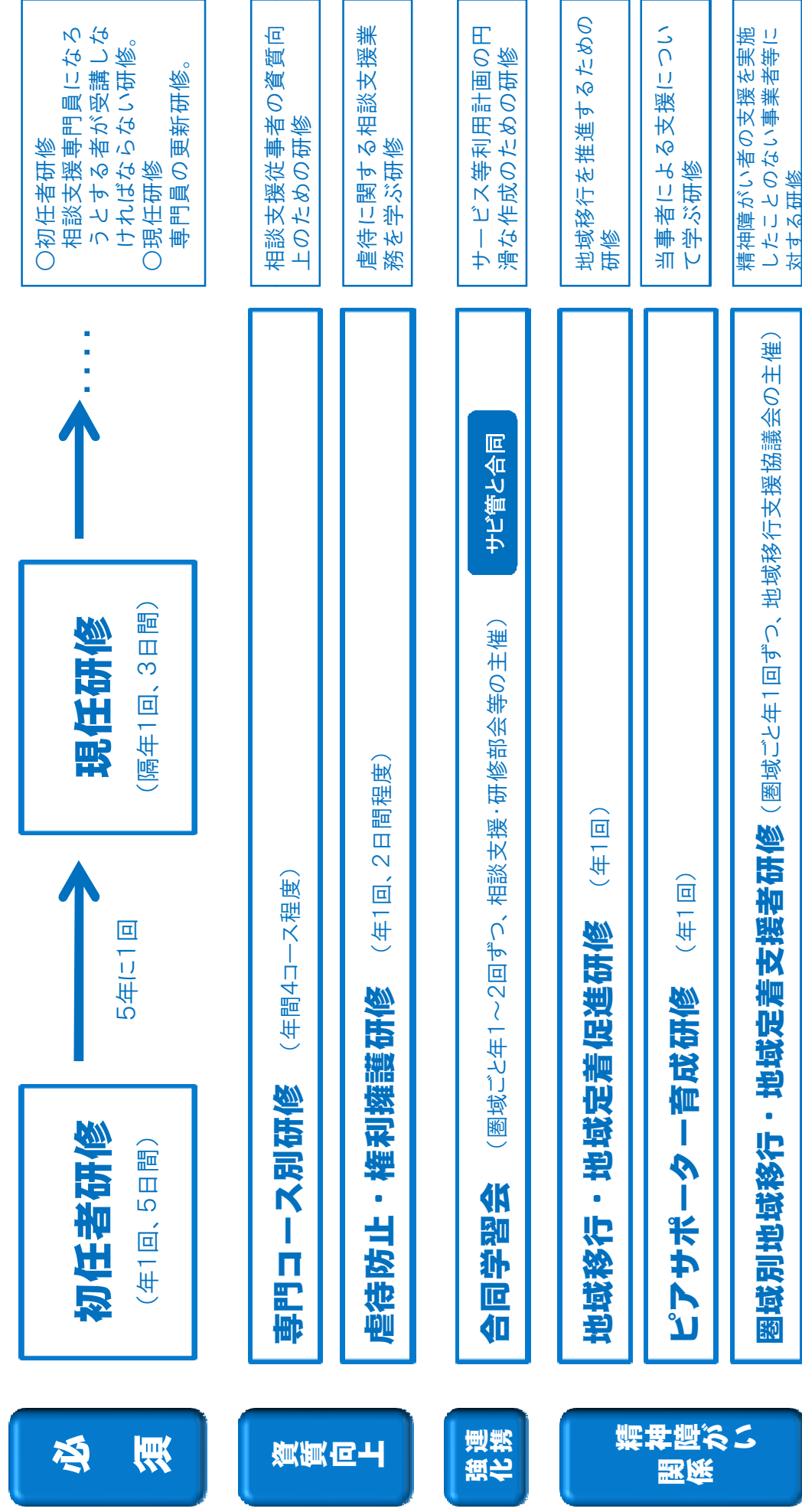
## 議題 1 相談支援に関する研修について



## 相談支援に関する研修計画（平成25年度）

### 【重点方針】

相談支援従事者の資質向上と、サービス等利用計画の作成促進に向けた関係者との連携強化



## 相談支援に関する研修スケジュール（平成25年度）

研修名	対象者	開催日	申込期間	会場	担当班	実施者 (予定)	備考
相談支援従事者初任研修	・相談支援専門員となる者(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着) ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる者【2日間のみ】	6～8月(予定)		大分県社会福祉介護研修センター(大分市明野東3-4-1)	自立支援班	大分県社会福祉介護研修センター	
相談支援従事者現任研修	・相談支援専門員(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着)	10月(予定)		大分県社会福祉介護研修センター(大分市明野東3-4-1)	自立支援班	大分県社会福祉介護研修センター	隔年実施
専門コース別研修	・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者	時期未定 (4回予定)		未定	地域生活支援班	大分県相談支援事業推進協議会	平成25年度(下記のうち4コース実施予定) ・障害児支援 ・権利擁護、成年後見制度 ・地域移行、地域定着、触法 ・セルフマネージメント ・スーパービジョン、管理、面接技術
虐待防止・権利擁護研修	・全事業所 ・市町村	9月以降		未定	地域生活支援班	県障害福祉課	
合同学習会	・相談支援従事者 ・サービス管理責任者 等	圏域ごと随時		圏域ごと	地域生活支援班	県障害福祉課	サービス等利用計画の円滑な作成のため、圏域ごとに実施
地域移行・地域定着促進研修	・相談支援専門員(地域移行・地域定着) ・保健所 ・精神科病院職員 等	時期未定		未定	精神保健福祉班	県障害福祉課	
ピアサポーターの育成に関する研修	・ピアサポーター ・ピアサポーターの支援者 等	時期未定		未定	精神保健福祉班	県障害福祉課	
圏域地域移行・地域定着支援者研修	・精神障がい者に対する支援を実施したことのない事業者等	圏域ごと随時		圏域ごと	精神保健福祉班	地域移行支援協議会	

※ 詳細は各研修の要綱をご確認いただくか、各担当までご連絡ください。

(別紙)

## 相談支援従事者研修事業実施要綱

### 1 目的

地域の障害者等の意向に基づき地域生活を實現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

### 3 実施内容

#### (1) 相談支援従事者初任者研修

- ① 研修対象者  
相談支援事業に従事しようとする者
- ② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表 1 のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

#### (2) 相談支援従事者現任研修

- ① 研修対象者  
指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者
- ② 研修内容等  
標準的な研修カリキュラムは、別表 2 のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

#### (3) 法の円滑な施行準備のための研修

- ① 研修対象者  
上記（1）及び（2）の研修対象者
- ② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表 3 のとおりであり、この内容を参考に実施するものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

#### (4) 専門コース別研修

- ① 研修対象者  
上記（2）の研修対象者
- ② 研修内容等  
標準的な研修カリキュラムは、別表 4 のとおりであり、この内容を参考に実施するものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

### 4 修了証書の交付

(1) 都道府県知事は、研修修了者に対して別紙 1 の様式により、修了証書を交付するものとする。

(2) 指定研修事業者は、研修修了者に対して別紙 2 の様式により、修了証書を交付するものとする。

### 5 修了者名簿の管理

(1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を行った都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で都道府県の責任において一体的に管理するものとする。

### 6 事業報告書の提出

事業の実施状況等については、別途通知する様式により事業報告書を提出すること。

### 7 実施上の留意点

- (1) 研修の時間帯、曜日については、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。
- (2) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

ものとすること。

- (4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、(1)のオからキの事項に変更を加える場合にあつては、変更について承認を受けるものとすること。
- (5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるとすること。

#### 11 経費の補助

国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとす。

(別表4)

## 専門コース別研修標準カリキュラム

総括	研修のポイントの再確認 ・自己の事例を振り返る。 ・グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
合計		6. 5

## 1. 障害児支援

科目	獲得目標	内容	時間数
1. 各種制度の概要及び障害児の生活ニーズを理解する。(講義)			
テーマを決めて概要を説明 (講義Ⅰ)	(例)発達障害の概要を理解する。	発達障害の定義、診断基準などの説明	45分
障害の特性理解 (講義Ⅱ)	(例)発達障害の生活ニーズを理解する。	障害当事者、家族、支援者等による事例紹介	1. 0
関係機関等の理解 (講義Ⅲ)	(例)発達障害児を支援する上で必要な関係機関を理解する。	・保健・医療機関 ・教育機関 ・福祉機関(保育所、発達障害支援センター、相談支援事業所)	45分
2. 障害児支援における相談支援(演習)			
実践事例の報告 (演習Ⅰ)	障害児支援における相談支援の役割と関わり方を獲得する。	・相談支援従事者における障害児家族支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・実践報告の事例を通して、療育・教育・相談支援従事者等の連携を確認する。	1. 5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる(演習Ⅱ)	具体的に事例を使い障害児支援の体制作りを獲得する。	・受講者の事例を持ち寄りそれぞれの抱えている課題を共有する。 ・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する ・全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。	1. 5

	合 計
	14

## 2. 権利擁護・成年後見制度

科目	獲得目標	内 容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。(講義)	権利擁護に関する各種法制度の基本的な理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者権利条約、障害者虐待防止法等の法制度概要</li> <li>成年後見制度、日常生活自立支援事業の制度概要</li> </ul>	2. 5
権利侵害・虐待	虐待の定義、実情の理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の定義、内容</li> <li>権利侵害の状況</li> </ul>	1. 0
各機関の役割	関係機関の役割を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士等の職能団体、都道府県権利擁護センター</li> <li>一、行政等の関係機関の職能、権限概要</li> </ul>	1. 0
実践事例報告 (シンポジウム形式)	相談支援事業所の役割、関係機関との連携について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児者への虐待、権利侵害事例に対する具体的な実践</li> <li>自立支援協議会の活用</li> <li>関係機関の役割分担、連携方法</li> </ul>	2. 5
2日目 2. 相談支援に必要な権利擁護の視点(演習)			
実践事例の報告 (演習Ⅰ)	相談支援の役割、関係機関との連携等による支援方法の視点を広げる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児者の権利を保障する支援方法や介入、機関連携について、グループワークを行う。</li> </ul>	3. 0
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる(演習Ⅱ)	具体的に事例を使い権利擁護、虐待防止の支援体制作り(地域連携)を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。</li> <li>グループ発表し、全体で共有し、再度振り返る。</li> </ul>	3. 0
総括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己の事例について、アドボカシーやエンパワーメント等の視点を高め、相談支援の実践を振り返る。</li> <li>グループ内で自己の振り返りを共有</li> </ul>	1. 0



2日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。(講義)

法制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援法・心身喪失者等医療観察法・少年法、地域生活定着支援事業等を主とした法制度の概要や仕組みの説明</li> </ul>	4.5分
相談支援従事者への役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援従事者への支援導入の流れや関係者の役割等の説明</li> <li>地域生活定着支援センターの支援状況の説明</li> <li>地域の実情や支援体制の説明</li> </ul>	4.5分
相談支援従事者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援従事者の役割</li> <li>相談支援従事者の役割</li> </ul>	1.0

2日目 2. 相談支援従事者における相談支援(演習)

実践事例の報告(演習1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援従事者における相談支援の状況の把握</li> <li>相談支援の役割と関係者</li> <li>実践報告の事例を通して、保護観察官、社会福祉調整官、保護司、教育関係者、相談支援従事者等の連携を確認する。</li> </ul>	1.5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる(演習2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な事例を使い相談支援従事者の体制作りを確立する。</li> <li>受講者が事例を持ちよりそれぞれの抱えている課題を共有する。</li> <li>グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。</li> <li>グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。</li> <li>全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。</li> </ul>	1.5
総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修のポイントの再確認</li> <li>自己の事例を振り返る。</li> <li>グループ内で自己の振り返りを共有</li> </ul>	1.0

合計		13
----	--	----

3. 地域移行・定着、福祉

科目	獲得目標	内容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。(講義)			
法制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の地域移行に必要な各種法制度の基本的な理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援法等を主とした法制度の概要</li> <li>地域生活支援に関する制度(住宅政策、日常生活自立支援事業等)の概要</li> </ul>	4.5分
都道府県及び市町村の地域移行支援状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行の現状、地域の支援体制を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行の流れや関係者の役割等</li> <li>地域の実情や支援体制の説明</li> </ul>	4.5分
障害者及び家族の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者や家族の基本的特性を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族支援の在り方等</li> </ul>	1.0

1日目 2. 障害者地域移行支援における相談支援(演習)

実践事例の報告(演習I)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援従事者による地域移行支援の状況の把握</li> <li>相談支援の役割と関係者</li> <li>実践報告の事例を通して、保護観察官、社会福祉調整官、保護司、教育関係者、相談支援従事者等の連携を確認する。</li> </ul>	1.5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる(演習II)	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な事例を使い障害者の地域移行の体制作りを確立する。</li> <li>受講者が事例を持ち寄り、それぞれの抱えている課題を共有する。</li> <li>グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。</li> <li>グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。</li> <li>全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。</li> </ul>	1.5
総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修のポイントの再確認</li> <li>自己の事例を振り返る。</li> <li>グループ内で自己の振り返りを共有</li> </ul>	1.0

## 4. セルフマネジメント

科目	獲得目標	内容	時間数
1. セルフマネジメントの概要及びその支援について理解する。(講義)			
セルフマネジメント概論	当事者運動の背景を学び、当事者主体、セルフマネジメント支援についての理解を深める。	・障害者の当事者運動の歴史 ・セルフマネジメント及び支援の概要	45分
エンパワメント概論	エンパワメント及びその支援について理解を深める。	・障害児者(家族含む)のエンパワメントを支援する視点、アプローチ	45分
実践事例報告	当事者や支援者からの実践報告を受け、セルフマネジメント支援における相談支援事業所の役割を学ぶ。	・セルフマネジメントによる生活の実際、課題提起 ・セルフマネジメントの実現に向けた相談支援の展開	1.5
2. セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割を学ぶ。(演習)			
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割(演習I)	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	・講義等を参考として、自己の相談支援を振り返る。また、セルフマネジメントにおける相談支援従事者の役割について考える。 ・グループ内で発表し、整理、共有する。	1.5
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割(演習II)	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	・グループで検討した相談支援従事者の役割を全体発表し、共有する。 ・その後、グループで再度確認する。	1.0
総括	研修のポイントの再確認	・セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割について整理する。 ・グループ内で自己の振り返りを共有	1.0

5. スーパービジョン・管理・面接技術

科目	獲得目標	内容	時間数
1. スーパービジョンの意義と活用を理解する。(講義)			
スーパービジョンの概要	スーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	・ 障害者福祉の実践におけるスーパービジョンの意義 ・ スーパービジョンの機能と構造	1. 0
スーパービジョンの活用	スーパービジョンの具体的な技術を理解する。	・ スーパービジョンの場面 ・ 技法	1. 5
2. スーパービジョンの実践と活用(演習)			
スーパービジョンの実践(演習Ⅰ)	実際の場面におけるスーパービジョンの構造を理解する。	・ 受講者の持ち寄った事例を通して、グループ内で機能や構造を確認する。	1. 0
スーパービジョンの活用(演習Ⅱ)	事例を通して、スーパービジョンの場面を確認し、機能を理解する。	・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ 検討した支援体制を想定し、ロールプレイで確認する。 ・ ロールプレイで確認できたことを踏まえ、支援体制を修正する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りする。	2. 0
総括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
合計			6. 5

## 専門コース別研修の実施（案）

### 1 目的

相談支援従事者の資質向上のため、テーマを定め、専門コース別研修として実施する。

### 2 実施内容

下記のうちコースを選択して実施（最大4コース）

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| （1）障害児支援            | 6. 5時間 |
| （2）権利擁護・成年後見制度      | 1. 4時間 |
| （3）地域移行・定着、触法       | 1. 3時間 |
| （4）セルフマネジメント        | 6. 5時間 |
| （5）スーパービジョン・管理・面接技術 | 6. 5時間 |

**25年度においては、いずれのコースを選択し実施するか検討が必要**

### 3 対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

### 4 その他

- ・修了証書を交付し、修了者の情報については県において管理する。

## **議題 2 地域自立支援協議会担当者会議について**



平成24年度第2回地域自立支援協議会担当者会議 出席者名簿

No.	市町村名	部署名	職名	氏名
1	大分市			
2	別府市			
3	中津市			
4	日田市			
5	佐伯市			
6	臼杵市			
7	津久見市			
8	竹田市			
9	豊後高田市			
10	杵築市			
11	宇佐市			
12	豊後大野市			
13	由布市			
14	国東市			
15	姫島村			
16	日出町			
17	九重町			
18	玖珠町			
	別府市相談支援事業所はれっと さぼーとセンター風車 佐伯圏域障害者支援センターほっぷ サポートセンターサライ Beoすけっと 相談支援事業所「レポーズ」	相談支援専門員 相談支援専門員 相談支援専門員 相談支援専門員 相談支援専門員 相談支援専門員	首藤 匠也 辻合 紿子 疋田 秀美 神志那 久美 石松 聡美 石川 博一	
	障害福祉課 地域生活支援班 障害福祉課 自立支援班	課長補佐(総括) 主事 課長補佐(総括) 副主幹	高塚 秀夫 内田 康友 藤丸 邦彦 加藤 恵美	

平成24年度第2回地域自立支援協議会担当者会議

日時：平成25年2月13日（水）13:30～15:30  
場所：県庁舎本館22会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 相談支援体制について

(2) 自立支援協議会の運営状況について

(3) 情報提供

- ・ 居住支援協議会について
- ・ 島根県出雲市の自立支援協議会について

3 閉 会

サービス等利用計画の作成計画 (平成24年8月調査)

24年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計	進捗
大分市	0	0	2	3	50	50	50	50	50	55	55	55	420	420	13.13%
別府市	0	0	0	1	5	0	0	10	10	10	10	11	57	57	4.66%
中津市	2	1	0	1	0	1	2	0	7	12	4	1	31	31	4.91%
日田市	0	0	0	0	1	5	5	5	5	5	5	5	36	36	5.21%
佐伯市	0	0	14	4	11	11	13	10	12	10	12	10	107	107	12.43%
臼杵市	0	0	0	1	1	2	3	3	5	5	5	5	30	30	6.67%
津久見市	0	0	0	0	3	0	7	1	11	6	5	9	42	42	21.21%
竹田市	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	30	30	11.41%
豊後高田市	1	1	1	1	1	3	4	5	6	6	7	7	43	43	17.41%
杵築市	0	0	0	3	5	5	16	6	4	5	7	3	54	54	22.31%
宇佐市	2	4	0	1	2	15	20	20	15	10	10	7	106	106	30.11%
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	5	5	10	10	15	15	60	60	11.76%
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	13	19	19	6.60%
国東市	0	0	1	0	0	4	5	5	5	10	10	10	50	50	18.52%
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
日出町	0	0	0	0	0	2	4	0	0	13	3	2	24	24	10.00%
九重町	0	0	0	1	0	0	2	2	2	2	2	2	13	13	15.66%
玖珠町	0	0	0	3	0	15	1	7	3	0	5	9	43	43	36.13%
合計	5	6	18	19	79	113	142	134	150	168	162	169	1,165	1,165	11.79%

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計	進捗
大分市	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169	171	2,030	2,450	76.56%
別府市	48	48	48	48	48	49	49	49	49	49	49	49	583	640	52.33%
中津市	4	1	1	0	10	1	37	4	5	1	11	62	137	168	26.58%
日田市	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	324	360	52.10%
佐伯市	30	27	25	28	30	30	30	28	30	29	23	30	340	447	51.92%
臼杵市	5	5	10	10	10	10	15	15	15	15	20	20	150	180	40.00%
津久見市	21	3	8	5	6	12	19	4	7	5	2	8	100	142	71.72%
竹田市	8	8	8	8	8	8	8	8	9	9	9	9	100	130	49.43%
豊後高田市	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96	139	56.28%
杵築市	12	2	1	46	4	1	1	2	5	0	3	3	80	134	55.37%
宇佐市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120	226	64.20%
豊後大野市	15	15	15	15	15	15	20	20	20	20	20	20	210	270	52.94%
由布市	14	11	13	14	14	8	14	11	14	6	14	3	136	155	53.82%
国東市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120	170	62.96%
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	15.38%
日出町	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108	132	55.00%
九重町	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	34	47	56.63%
玖珠町	0	1	0	0	1	3	4	2	0	5	1	0	17	60	50.42%
合計	392	356	365	410	382	373	433	379	390	375	388	444	4,687	5,852	59.22%

26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計	進捗
大分市	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	68	750	3,200	100%
別府市	48	48	48	48	48	49	49	49	49	49	49	49	583	1,223	100%
中津市	25	39	89	34	13	50	28	21	32	24	55	54	464	632	100%
日田市	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	34	331	691	100%
佐伯市	37	33	36	34	32	41	34	34	36	33	30	34	414	861	100%
臼杵市	20	20	20	20	20	20	25	25	25	25	25	25	270	450	100%
津久見市	9	0	1	2	5	3	11	3	6	2	2	12	56	198	100%
竹田市	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	133	263	100%
豊後高田市	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108	247	100%
杵築市	12	2	0	48	1	7	9	12	1	0	10	6	108	242	100%
宇佐市	5	10	10	10	10	11	15	15	10	10	10	10	126	352	100%
豊後大野市	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240	510	100%
由布市	14	14	12	17	14	25	4	8	14	11	0	0	133	288	100%
国東市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	0	100	270	100%
姫島村	1	0	0	0	4	3	0	1	0	0	0	2	11	13	100%
日出町	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108	240	100%
九重町	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36	83	100%
玖珠町	0	3	6	6	12	11	0	6	5	2	1	7	59	119	100%
合計	322	320	373	370	310	371	326	325	329	307	323	354	4,030	9,882	100%



市町村（圏域）における課題調査票

市町村名	
項目名	
自立支援協議会等での検討	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（会議名： _____） <small>※ 会議資料等を添付</small>
課題の概要 ※ 必要に応じて図の挿入や資料の添付	
今後必要と思われる取組（案）	

市町村（圏域）における課題調査票（記入例）

市町村名	△△市
項目名	精神病院からの退院者の住居について
自立支援協議会等での検討	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり（会議名：実務者会議、地域生活部会、全体会） <small>※ 会議資料等を添付</small>
課題の概要 ※ 必要に応じて図の挿入や資料の添付	<p><b>精神病患者からの退院者について、保証人がいないなどの理由から民間アパートへの入居を断られることがある。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務者会議での議論             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証人が見つからず、アパートへの入居を断られた事案について、相談支援事業所から報告。</li> <li>・ 他の事業所からも同様の案件があるとの意見あり。</li> </ul> </li> <li>○ 地域生活部会での議論             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務者会議の議論を受け、部会でアンケートを実施。</li> <li>・ 障がい者、宅建協会を対象に実態を調査。</li> </ul> </li> <li>○ 全体会での議論             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会のアンケート結果をもとに全体会で議論。</li> <li>・ 公的な保証人の制度が必要との意見が出された。</li> <li>・ 当市のみでなく、他の市町村においても同じような制度が必要ではないかとの結論に至った。</li> </ul> </li> </ul>
今後必要と思われる取組（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県や市町村による公的保証人制度の導入が必要。</li> <li>○ アパートの大家など、貸す側への全体的な意識啓発が必要。</li> <li>○ 精神病院からの退院者に限らず、3障がいを対象とした取組。</li> </ul>

調査票のみ返送してください。  
FAX 097-506-1779  
大分県 土木建築部 建築住宅課  
中園・赤峰あて

郵便番号 1824号  
平成25年1月28日

回答締切日 平成25年2月7日(木)

### 大分県居住支援協議会

## 障がい者の民間賃貸住宅利用における課題等に関する調査

各指定相談支援事業 殿

口頭から、県政発表のため、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

大分県土木建築部建築住宅課課長

大分県では、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住みやすいインターネットの充実に必要な措置を協議するため、今年度、大分県居住支援協議会を立ち上げました。

障がい者の民間賃貸住宅における課題等に関する調査について(依頼)

大分県居住支援協議会では、障がい者の方の住まいや作まい方に関し、現況を把握するため、県内の指定相談支援事業所の方を対象にアンケートを実施することとなりました。大変ご多忙な中とは存じますが、本アンケートにご協力いただければ幸いです。

口頭より、本県の住宅利便性の向上にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、この度、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(いわゆる住居セーフティネット法)に基づき、障がい者等の住居確保要配慮者が安心して暮らせる住居セーフティネットの充実に目的とした、空室・不動産事業者や自治体等で構成される「大分県居住支援協議会」を設立しました。

今後、障がい者等への民間賃貸住宅の活用、リフォームの推進等を本協議会において検討していくことにしています。

なお、ご回答いただきました内容はすべて厳格的に処理するとともに「大分県個人情報保護条例」に基づき適正に取り扱い、事業者が特定されるような情報開示を行うことはありません。あわせて、本アンケートを調査目的以外に使用することはありません。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

平成25年1月  
大分県居住支援協議会

### 《ご記入にあたっての注意事項》

1. 貴事業所内の状況についてお答え下さい。回答はできる限り障がい者の民間賃貸住宅の居住状況をご存じの方がご記入ください。
2. ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○印をつけて下さい。
3. 選択肢の数は(1つに○)(あてはまるもの全て○)などの指示の範囲内で○をつけて下さい。
4. ご記入後は、FAXにて下記の宛先に、2月7日(木)までに下記返信下さい。

記

- 調査名：障がい者の民間賃貸住宅における課題等に関する調査  
(注意事項、調査票1～4)
- 回答用紙：調査票(1～4)
- 回答方法：FAXにて
- 回答期限：平成25年2月7日(木)

【お問い合わせ】大分県 土木建築部 建築住宅課 担当 中園・赤峰  
Tel 097-506-4677 Fax 097-506-1779

問い合わせ先：  
建築住宅課 企画調査班 赤峰  
TEL 097-506-4677 FAX 097-506-1779

**1. 障がい者の賃貸住宅の入居状況についておたずねします。**

問1 これまで、貴事業所への相談者のうち、賃貸住宅への入居を希望する方はいますか。  
 (1, 2, 3いずれか1つに○)

1. 希望者あり	( ) 人
2. 希望者はいたが、事情により断念した	( ) 人
3. 希望者なし	( ) 人

※上記「1. 希望者あり」にお答えの方は、以下の問いにもお答え下さい。

希望者が希望する住宅の種類について、該当する住宅(A, B, C)に○をつけて下さい。  
 また、人数も記入して下さい。

A: 公営住宅を希望した	( ) 人
B: グループホームやケアホームを希望した	( ) 人
C: 一般の民間賃貸住宅を希望した	( ) 人

> 問2 問1で「2. 希望者はいたが事情により断念した」とお答えの方にお聞きします。  
 どのような理由で断念しましたか。(あてはまるもの全て○)

1. 公営住宅に空きがなかった	( )
2. 近くにグループホーム・ケアホームがなかった	( )
3. グループホーム・ケアホームの空きがなかった	( )
4. 民間賃貸住宅の家主または不動産業者に入居を断られた	( )
5. 希望する住宅での生活を支援する体制が整っていないかった	( )
6. 希望する住宅において必要な住宅設備がそろっていないかった	( )
7. 本人は希望していたが、自身の生活機能が作らなかった	( )
8. その他 ( )	( )

**問3 民間賃貸住宅の入居についてお聞きします。貴事業所への相談者のうち、現在、**

一般の民間賃貸住宅で生活されている方は何名いますか。ご存じの範囲でご回答ください。また、相談者以外（法人内の別の事業所に通っている人など）で民間住宅で生活されている方を把握している場合はあわせてご回答ください。

障害種別	人数	
	相談者	相談者以外 <small>(法人内の別の事業所に通っている人など)</small>
身体障害者	人	人
知的障害者	人	人
精神障害者	人	人

問4 問3の相談者及び相談者以外の方の家賃はどれくらいですか。  
ご存じの範囲で人数をご回答ください。

家賃	人数
10,000円未満	人
10,000円以上、20,000円未満	人
20,000円以上、30,000円未満	人
30,000円以上、40,000円未満	人
50,000円以上	人

**2. 障がい者が民間賃貸住宅に入居する場合は、民間賃貸住宅の有無に関わらず、全員お答え下さい。>**

**2. 障がい者が民間賃貸住宅に入居する場合は、民間賃貸住宅の有無に関わらず、全員お答え下さい。**

問5 障がい者が、民間賃貸住宅で生活していくにあたって、どのような不安が考えられますか。借り手側と貸し手側の両方をお答えください。借り手側と貸し手側の立場でそれぞれ**優先度の高いと思われるものを3つ**ご回答ください。

《借り手側》 1. バリアフリー化など建物のハード面での条件・配慮が足りないこと 2. 改修した場合に退去時の原状回復に費用がかかること 3. 家主や不動産会社が障がい者に対する知識・理解が足りないこと 4. 入居拒否があること 5. 入居後に家主や近隣住民から不動産会社に苦情を言われること 6. 家賃が高くなり支払が困難になること 7. その他 ( ) 《貸し手側》 1. 火災や事故の発生 2. 他の入居者とのトラブル等の発生 3. 連帯保証人の確保ができない 4. 緊急連絡網の発生 5. 住宅の破損等の発生 6. 計りなく改修されてしまう不安 7. 緊急時やトラブルの対応や支援体制がないなどの不安 8. 家賃の不払いの発生 9. その他 ( )	(○は3つ)
---	--------

問6 障がい者が民間賃貸住宅に入居する場合は、連帯保証人の確保できなかった場合、どのように対応していますか。ご存じの範囲でご回答ください。

1. 本人に関連する福祉関係者などの、親族ではない人が保証人になった → 具体的にどなたですか。(○は3つ) 2. 公的制度 (非営利法人 高齢者住宅/世帯 家賃借付保証) を利用した 3. 親族でないが保証人になれなかったため、断念した 4. その他 ( )
--

問7 障がい者が民間賃貸住宅において入退去する場合、不動産業者や大家との間でトラブルがあれば、ご存じの範囲でご回答ください。

--

問8 障がい者が民間賃貸住宅に入居して生活する場合、どのような支援が必要ですか。(あてはまるもの全て○)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がい者の入居が可能な住宅を提供してくれる不動産業者の紹介</li> <li>2. 不動産業者に対する物件斡旋の依頼</li> <li>3. 家主との契約手続き支援</li> <li>4. 保証人がいない利用者に対する公的保証人制度の利用支援</li> <li>5. 家主や不動産業者に対する障がい者理解のための啓発</li> <li>6. 住宅改修等の支援</li> <li>7. H常生活で困った時の相談支援</li> <li>8. 緊急時やトラブルに対する支援体制の整備</li> <li>9. 体験宿泊など入居までの段階的な家探しの支援</li> <li>10. その他 ( )</li> </ol>
--

問9 民間賃貸住宅に入居後の生活を支援する支援団体 (NPO 法人等) についてお聞きします。障がい者が一般の民間賃貸住宅で自活するための支援団体名および団体が活動する市町村名を、ご存じの範囲でご回答ください。(グループホーム、ケアホームは除く)

団体名・市町村名
----------

問10 障がい者が一般の民間賃貸住宅に入居する場合、住宅にはどのような改修が必要ですか。障害種別ごとにご存じの範囲でご回答ください。

障害種別	必要な住宅改修
身体障害者	例 和式トイレから洋式トイレへの改築、風呂場等の段差解消、オスメイトの設置 等

知的障害者	
精神障害者	

問11 障がい者のお住まいの立地の条件があればご回答ください。(あてはまるもの全て○)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 駅や公共交通機関が整備されていること</li> <li>2. 日用品がそろえる商店の近く</li> <li>3. 障害福祉サービス事業所・相談支援事業所等の近く</li> <li>4. 仲間同士が集まれる場所の近く</li> <li>5. 障がい者が働ける職場の近く</li> <li>6. 立地の条件は特にない</li> <li>7. その他 ( )</li> </ol>
---

問12 障がい者が、民間賃貸住宅で生活していくためには、どのような課題があると考えますか。ご自由にお書き下さい。

--

問13 事業所名とご連絡先をご記入下さい。

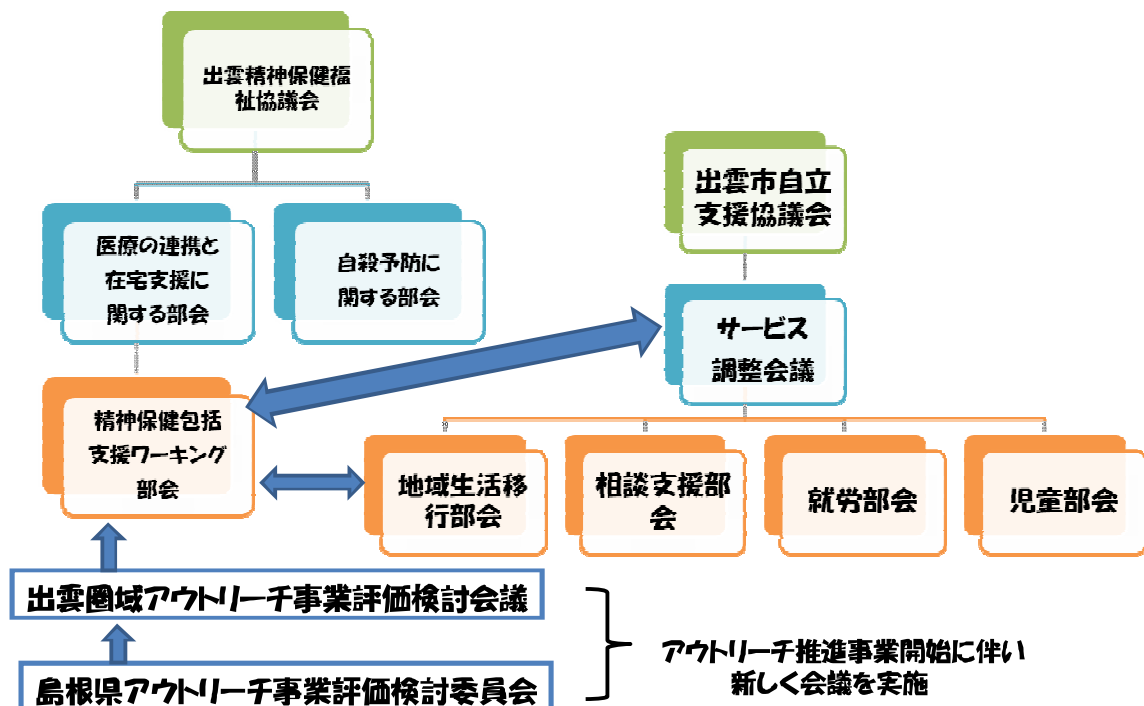
(記載内容について、確認の連絡を行う場合がありますので、ご協力のほどお願いします。)	
事業所名	
ご住所	
ご連絡先	( )

アンケートは以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

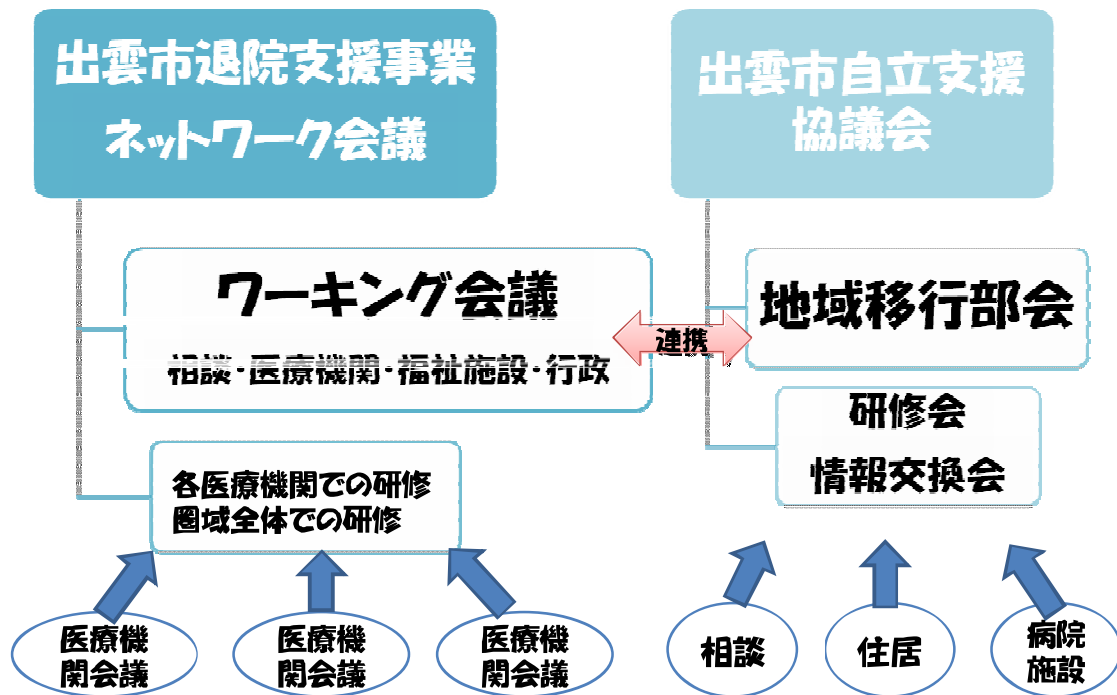
## 自立支援協議会の位置づけと役割(出雲市)

年: 2 ~3	推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画進捗管理</li> <li>・サービス評価</li> <li>・政策提言</li> <li>(・障害者基本計画(統合版)策定)</li> </ul>
随時	専門部会 相談 就労 地域生活移行 児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ別事例検討</li> <li>・テーマ別課題計画</li> <li>・推進会議への提言(サービス調整会議・運営委員会から提言を受ける)</li> <li>・事例の紹介</li> <li>・情報の交換、共有、提供</li> <li>・苦情相談、解決</li> </ul>
3ヶ月に 1回	ネットワーク 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討(困難事例)</li> <li>・サービス課題抽出(不足サービスの抽出)</li> <li>・情報の交換、共有、提供</li> <li>・事例への紹介</li> <li>・研修会</li> <li>・個別支援会議結果報告</li> <li>・推進会議への提言</li> <li>・サービス評価</li> <li>・苦情相談、解決</li> <li>・スーパーバイズの場合</li> </ul>
月: 1回	サービス 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援会議のサービス利用の調整</li> <li>・個別支援会議のサービス利用計画</li> <li>・個別支援会議のケアマネジメント</li> <li>・事例紹介</li> </ul>
月: 1回	運営会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス調整会議の事務局機能</li> <li>・不足サービス抽出(サービス質向上への取り組み)</li> <li>・情報の提供、共有、提供</li> <li>・苦情相談、解決</li> </ul>

## 出雲圏域のシステム



# 地域移行支援に関わるシステム



## 一緒に考えるシステム

- ・ 医療機関への説明会の実施  
医師・看護師・PSW・OT等、全職員対象に
- ・ 医療機関の地域移行推進会議に相談支援専門員が参加  
情報交換と地域支援の状況説明

顔なじみの関係になることで相談しやすくなる



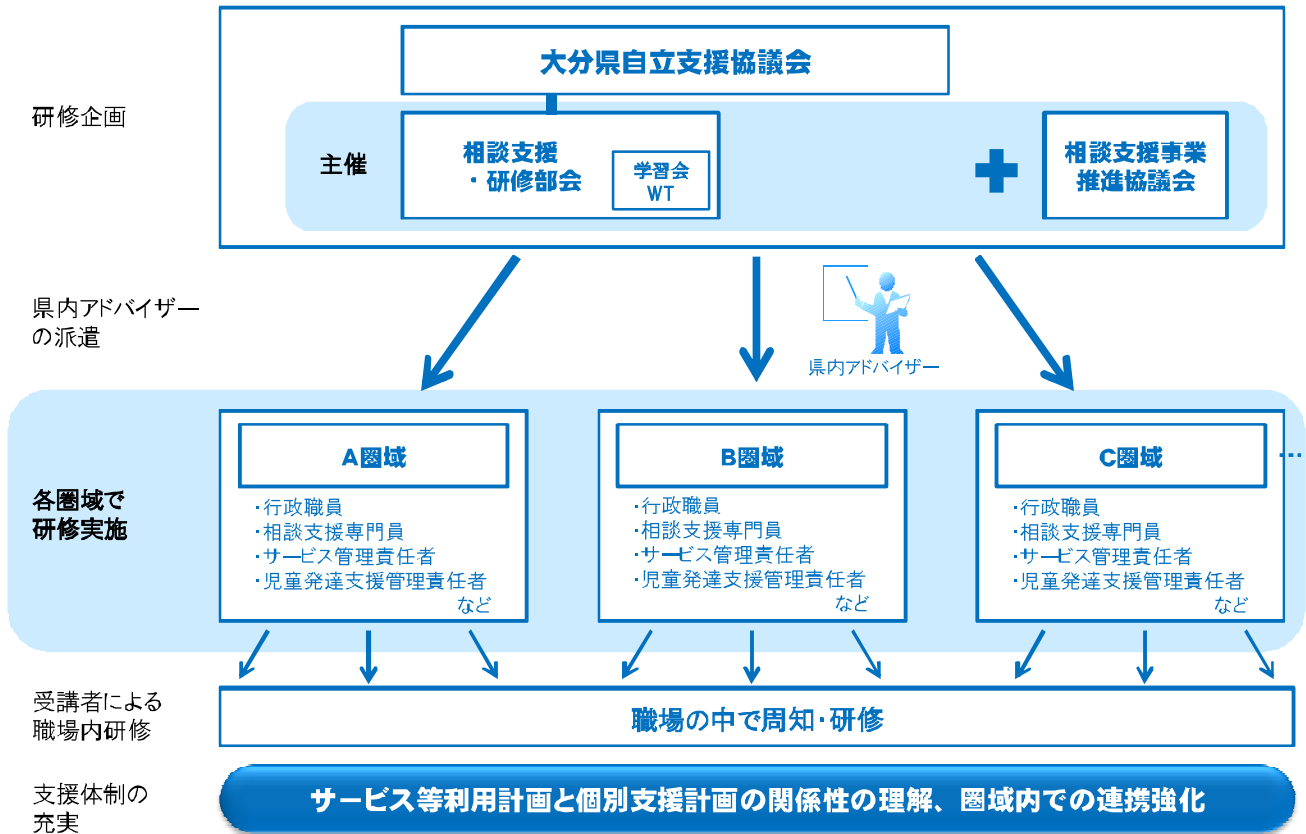
情報交換をしながらお互いの役割について考える  
地域支援の限界もあることを伝える  
協働することで可能になることを工夫する

### 議題3 合同学習会について





## 相談支援専門員とサービス管理責任者合同学習会について



## 平成24年度中のモデル実施

- 西部圏域(日田市)で2月下旬～3月ごろ実施
- 平日の夕方(事業所において利用者が帰宅した後の時間帯)
- 相談支援事業所の相談員、障害福祉サービス事業所のサビ管 等
- サービス等利用計画についての理解を促進する講義も行うが、圏域における今後の体制整備について話し合う時間も用意する

参加者の理解度などを把握し、学習会の内容や参集範囲について再検討

平成25年度の合同学習会

## サービス等利用計画と個別支援計画の関係性について



大分 太郎さん

自分の家でお母さんと暮らしていて、困ったときにはヘルパーさんに来てもらっている。昼間は作業所に通って働いて、土日にはヘルパーさんに付いてもらって映画を観に行っている。  
いつかはひとり暮らしをして、就職してもっと給料を稼いで、休みには友達と街に出かけたい。

本人のニーズを反映して  
生活全体をデザイン



相談支援  
専門員

### サービス等利用計画

総合的な  
援助方針

家事を覚えられるようになる

一般就労できるようになる

ひとりでバスに  
乗れるようになる

反映

具体的な  
支援計画

居宅介護事業所の  
**個別支援計画**



就労継続支援B型事業所の  
**個別支援計画**



移動支援事業所の  
**個別支援計画**



大分太郎さんのニーズを実現

## サービス等利用計画について

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(例)

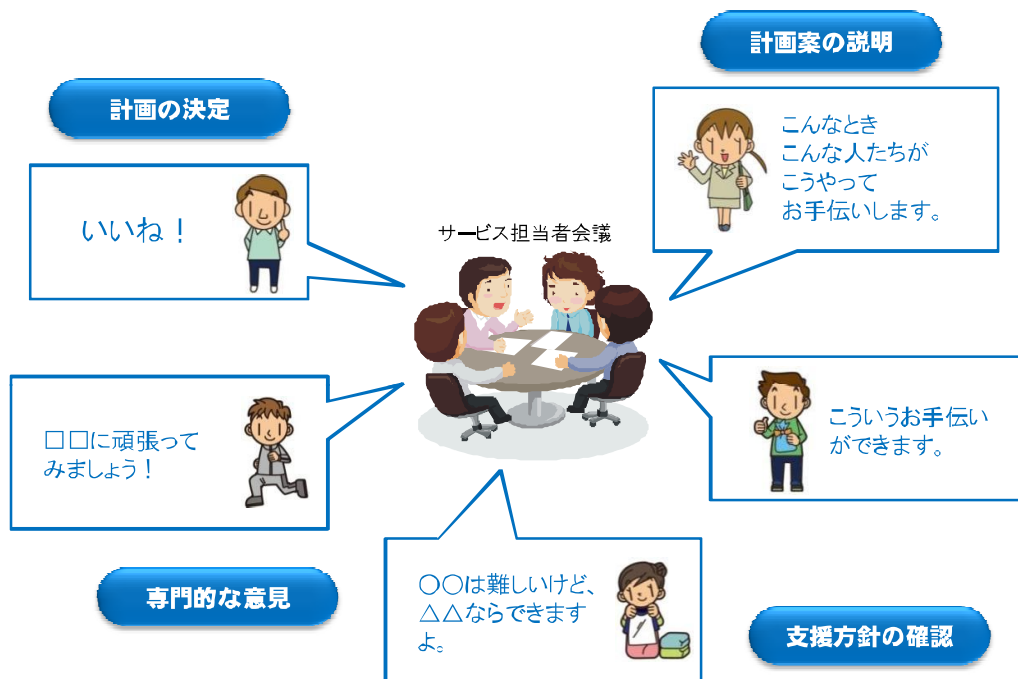
利用者氏名(原簿氏名)	大分 太郎	障害種別区分	相談支援事業者名	相談支援専門員
障害福祉サービス受給者証番号		通所受給者証番号	計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄	

利用者及びその家族の 生活に対する意向 (希望する生活)	<u>いつかはひとり暮らしをして、就職してもっと給料を稼いで、休みには友達と街に出かけたい。</u>			
総合的な援助の方針	家事を覚えられるようになる	一般就労できるようになる	ひとりでバスに乗れるようになる	ように支援します。
長期目標				
短期目標				

優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・立(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	準備時期	その他留意事項			
1	課題、目標や役割などを整理 (サービス担当者会議で確認)						○○事業所の <b>個別支援計画</b>			
2								<b>反映</b>		
3									<b>調整</b>	
4										<b>インフォーマル な資源の活用</b>
5										

公的なサービスやインフォーマルな資源の利用計画

## サービス担当者会議について



お互いの役割を確認して、よりよい計画に磨き上げる

## サービス担当者会議と個別支援会議について

### サービス担当者会議

…

サービス等利用計画案を関係者間で確認して、その後の支援方針を確認する会議。

(障害者自立支援法に基づく指定計回相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
第15条第2項第10号に規定あり)

### 個別支援会議

…

関係者が集まって本人の思いやニーズに添った支援の手立て、役割分担等話し合う会議の通称。(会議名の定義はない)

例えば、

サービスを提供する事業所の支援員が、本人の状況などを確認して具体的な支援内容(個別支援計画)を決める**個別支援会議**

相談支援専門員が、事業者やその他の関係者を集めてさまざまな課題を解決する**個別支援会議**

など、場面によって違う会議のことを指すこともあるため、名称を使うときには注意が必要。



事前に会議の目的を明確にすることで意識を共有